

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（不動産等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17-制度-00010 沿革（略） <u>令和3年3月18日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資（不動産等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17-制度-00010 沿革（略）</p>	
<p style="text-align: center;">第1章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章（略）</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 (てん補危険)</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款(<u>別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。</u>)の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一～四（略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 (てん補危険)</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一～四（略）</p>	
<p>第3条（略）</p>	<p>第3条（略）</p>	
<p>第4条 前条第1項の事故権利等について評価した額は、被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書若しくはこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者（以下、公認会計士等）という。）が当該書類の適正性を保証したものに限る。）、又は当該書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類を基礎として算定するものとする。 2（略）</p>	<p>第4条 前条第1項の事故権利等について評価した額は、被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）を基礎として算定するものとする。 2（略）</p>	
<p>第5条～第10条（略）</p>	<p>第5条～第10条（略）</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 保険契約者又は被保険者の義務 第11条（略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保険契約者又は被保険者の義務 第11条（略）</p>	
<p>(財産目録の保管義務等)</p>	<p>(財産目録の保管義務等)</p>	

新	旧	備考
<p>第12条 被保険者は、被保険投資に係る財産目録（<u>公認会計士等が当該財産目録の適正性を保証したものに限る。</u>）を、被保険者の事業年度ごとに整理保管しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第12条 被保険者は、被保険投資に係る財産目録（<u>公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。</u>）を、被保険者の事業年度ごとに整理保管しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>第13条～第18条の2 （略）</p>	<p>第13条～第18条の2 （略）</p>	
<p>第4章～第6章 （略）</p>	<p>第4章～第6章 （略）</p>	
<p>第7章 債権の回収 （保険代位）</p> <p>第29条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき保険金の支払のときに<u>保険契約者又は被保険者の有していた送金不能額、送金不能取得額に係る債権その他の第三者に対する権利を支払った保険金の額の第3条各項に規定する残額に対する割合をもって取得する。</u></p>	<p>第7章 債権の回収 （保険代位）</p> <p>第29条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき保険金の支払のときに被保険者の有していた送金不能額、送金不能取得額に係る債権その他の第三者に対する権利を支払った保険金の額の第3条各項に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p>	
<p>第30条～第31条 （略）</p>	<p>第30条～第31条 （略）</p>	
<p>第8章 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第8章 （略）</p>	